

山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約

(協議会の設置)

第 1 条 山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町（以下「1 市 4 町」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第 2 条 協議会は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1 市 4 町の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第 5 条の規定に基づく建設計画の作成
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、1 市 4 町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第 4 条 協議会の事務所は、山口市白石 1 丁目 2 番 7 号に置く。

(組織)

第 5 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は、1 市 4 町の長が協議して定める。

(会長及び副会長)

第 6 条 会長及び副会長は、1 市 4 町の長が協議し、次条第 1 項の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第 7 条 委員は、次に掲げる者（前条第 1 項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 1 市 4 町の長及び助役
- (2) 1 市 4 町の議会の議長及び副議長
- (3) 1 市 4 町の議会の議員のうちからそれぞれ 1 市 4 町の議会が選出した者
- (4) 1 市 4 町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長のうちから、あらかじめ1市4町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、1市4町の長が協議して定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、1市4町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、1市4町の長が協議して定める。

(経費)

第 1 4 条 協議会に要する経費は、1 市 4 町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第 1 5 条 協議会の出納の監査は、1 市 4 町の監査委員のうちから、1 市 4 町の長が協議して定めた者 3 名に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 6 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1 市 4 町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 7 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮って定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 8 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 1 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 1 6 年 8 月 2 3 日から施行する。